

プレジャーボート利用者の皆様へ 感染症対策へのご協力をお願いします。

○新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために

- ・出航前後など、こまめにうがい・手洗いをお願いします。
- ・船舶内の共有部分については、アルコール等での消毒をお願いします。
- ・小型船溜まり施設の利用の際は、マスクの着用をお願いします。
- ・港外での車中泊等の際は換気を充分に行ってください。

○次の症状がある方は直ちに出航を中止し、帰国者・接触者相談センター（お住まいの地域の保健所）にご相談ください。

- ・つよいだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

感染拡大防止に向け、ご協力をお願いいたします。

枝幸港 港湾管理者
枝幸町役場水産商工課
電話番号 0163-62-1238(直通)

「枝幸港」フレジャーボート施設使用料 新料金について

令和2年4月1日より下記のとおり新料金が適用されますので、ご承知おき願います。

「旧」フレジャーボート施設使用料金表

(令和2年3月31日まで)

小型船溜り施設使用料

区分		金額(月額)
船揚場使用料	斜路の使用料	4,200円
船置場使用料	艇の長さ20フィート以下	42円
	1フィートにつき	
	21フィート以上25フィート以下1フィートにつき	52.5円
	26フィート以上30フィート以下1フィートにつき	63円
	31フィート以上35フィート以下1フィートにつき	73.5円



「新」フレジャーボート施設使用料金表

(令和2年4月1日より)

小型船溜り施設使用料

区分		金額(月額)
船揚場使用料	斜路の使用料	<u>4,800円</u>
船置場使用料	艇の長さ20フィート以下	<u>44円</u>
	1フィートにつき	
	21フィート以上25フィート以下1フィートにつき	<u>55円</u>
	26フィート以上30フィート以下1フィートにつき	<u>66円</u>
	31フィート以上35フィート以下1フィートにつき	<u>77円</u>

※艇の長さは、1メートルを3.28フィートで計算する。ただし、1フィート未満の端数については切り上げるものとする。

小型船溜り施設の使用の申請をされる方へ

- 申請書は次のページにありますので、ご使用ください。
- 申請に必要な書類は次のとおりです。
 - 1 船舶検査証書の写し
 - 2 小型船舶操縦免許証の写し
 - 3 船舶の写真（船名がわかるもの）
 - 4 船舶の使用承諾書・売買契約書（申請者と船舶所有者が異なる場合）
 - 5 遊漁船業者にあつては、遊漁船業者登録票
 - 6 ボートトレーラーで利用する場合の車両を確認できる書面（車検証等）
- ※ 書類の中で、前年度の使用方で、使用される船舶及び小型船舶操縦免許証に変更がない場合は、1～3の書類を省略することができます。（許可申請期間がその有効期間内であるものに限りです）
- 申請は月単位となっております（回数による申請ではありません）
- 使用許可期間：通年で申請が可能です。（ただし冬期間は施設の除雪を行っておりません）
- 船置場施設は、数に限りがございますので、（13隻）定員になり次第終了とさせていただきます。

- 使用料について（月額）

船揚場使用料	斜路の使用料	4,800円
船置場使用料	艇の長さ20フィート以下	44円
	21～25以下	55円
	26～30以下	66円
	31～35以下	77円

- ※ 艇の長さは1メートルが3.28フィートで計算し、1フィート未満の端数は切り上げます。

別記第1号様式

小型船溜り施設使用許可申請書

令和 年 月 日

枝幸町長様

申請者 住所
氏名 印

次のとおり、小型船溜り施設を使用したいので申請します。

船種及び船名	船種： 船名：		
船舶の長さ、幅員及び吃水 推進機関の種類及び馬力 船舶の材質	長さ： m	幅員： m	吃水： m
	推進機関：	馬力：	
	材質：		
使用する小型船溜り施設	船揚場施設 <input type="checkbox"/>	船置場施設 <input type="checkbox"/>	
使用の目的	遊漁		
使用の期間	船揚場施設 年 月 日～ 年 月 日 月間	船置場施設 年 月 日～ 年 月 日 月間	
船舶使用者の住所及び氏名	住所		
	氏名		
船舶所有者の住所及び氏名	住所	TEL	
	氏名		
事故の発生した場合における 連絡責任者の氏名及び住所並 びに連絡方法	連絡責任者	住所	
		氏名	
		電話番号	
	連絡方法	責任者 ⇒ 枝幸町役場 ⇒ 各関係機関	

- ※添付書類 ①船舶検査証書の写し
②小型船舶操縦免許証の写し
③船舶の写真（船名の確認できるもの）
④船舶の使用承諾書又は売買契約書（申請者と船舶所有者が異なる場合）
⑤遊漁船業者にあつては、遊漁船業者登録票
⑥ボートトレーラーで利用する場合の車両を確認できる書面

ただし、前年度の使用者で、使用する船舶及び小型船舶操縦免許証に変更がない場合は、①～③の書類を省略することができます。なお、省略できる書類のうち小型船舶操縦免許証及び船舶検査証書については、許可申請期間がその有効期間内であるものに限りま。